

タイ

国内の活動規制を厳格化する一方で入国制限を緩和

SMBC Asia Monthly

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 熊谷 章太郎

E-mail: kumagai.shotaro@jri.co.jp

■景気は足元で再び悪化

2020年半ば以降、タイ景気はロックダウンの段階的な緩和を受けて持ち直しが続いていた。しかし、2020年12月のバンコク西郊における新型コロナウイルスの大規模クラスター（集団感染）の発生をきっかけに各地で感染が広がったことを受け、政府は地域の感染状況に応じた活動規制を再導入し、景気は再び悪化しつつある。活動規制の厳格化に伴う消費マインドの悪化等を背景に、2021年1~2月の自動車販売台数は大きく落ち込み、製造業PMI（購買担当者指数）は景気判断の分かれ目となる50を3ヵ月連続で下回った（右上図）。

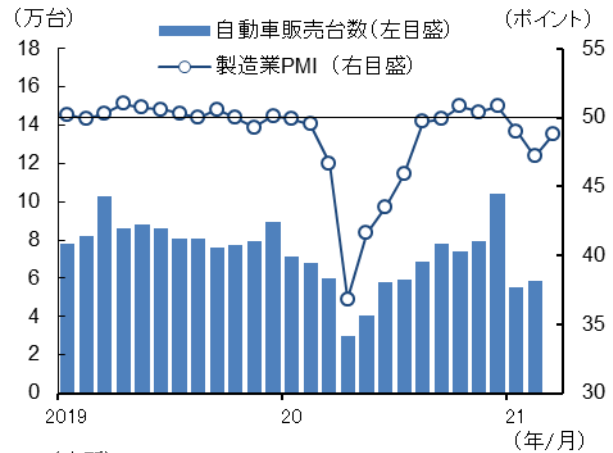
政府は、4月中旬のソンクラーン（タイの旧正月）を経て感染が一段と拡大することを懸念している。そのため、ソンクラーン期間を含む2週間の娯楽施設の営業禁止を決定したほか、同期間中の実家への帰省や旅行を自粛するように国民に呼びかけており、これらを受けて4月も景気の低迷が続く公算が大きい。

■観光回復に向けて入国制限を緩和

このようにタイ政府は、国内の活動規制を厳格化する一方、コロナ禍前にGDPの1割強を占めていた観光サービス輸出の回復に向けて入国規制の段階的な緩和を進めている（右下表）。まず、4月からワクチン接種済の証明書を持つ外国人に対する入国後の隔離期間を従来の14日間から7日間に短縮するとともに、アフリカを除く国・地域からのワクチン未接種の入国者の隔離期間を10日間に短縮した。さらに、7月以降、ビーチリゾートとして人気の高いプーケットを皮切りに、ワクチン接種済の外国人に対して隔離措置を実施しない地域を順次拡大し、2022年1月からは隔離措置を完全に撤廃する方針を示している。

ただし、隔離措置なしの外国人受け入れは、受入先地域の住民の大半がワクチン接種済であることを前提としていることに留意する必要がある。タイでは2月から医療従事者等への優先的なワクチン接種が開始されており、隔離措置なしで外国人をいち早く受け入れる予定のプーケットでも先行して一般接種が開始されている。しかし、足元の感染拡大と活動規制の厳格化を受けて当初の接種計画に遅れが生じており、入国規制緩和のタイミングも現在の計画から後ずれする可能性は否定できない状況である。

<自動車販売台数と製造業PMI（購買担当者指数）>



(出所) The Federation of Thai Industries, Markit

<外国人の入国規制の緩和計画>

規制緩和のタイミング	入国制限緩和のポイント
2021年 4月1日~	従来14日間であった隔離期間を短縮する (ワクチン接種済の証明書を持つ入国者は7日間、未接種者は10日間、アフリカからの入国者は引き続き14日間)
2021年 7月1日~	プーケット県を訪れるワクチンを2回接種済の外国人観光客の隔離措置を不要にする
2021年 10月1日~	隔離措置が不要地域をクラビー、パンガー、パタヤ、チェンマイ、サムイ島などに拡大する
2022年 1月1日~	全国で隔離措置を不要とする

(出所) 各種報道を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。